

住基ネットにおける住民票コードの削除について

1. これまでの経過

- ・平成18年11月30日に出された大阪高裁判決を重く受け止め、最高裁判決に委ねるのではなく、人権を守る立場の自治体の長として、この判決を受け入れ、確定させた。
- ・同年12月28日に、①高裁判決主文を実現するための合理的な技術的方法②希望しない他の住民からの申し出に対する合理的で適切な方法について検討するよう、4人の検討専門員を委嘱。
- ・本年3月30日付けで4人の検討専門員から報告された「答申」の内容を実現するために検討を継続。

2. 答申について

A. 控訴人の住民票コードの削除

- ・判決主文により、住民基本台帳システムの控訴人の住民票データから改製として住民票コードを削除し、併せて、判決趣旨を実現するため箕面市個人情報保護条例に基づき、コミュニケーションサーバ上の控訴人に係る本人確認情報の異動事由に「職権削除コード」を記録。
- ・住民票コードが削除された本人確認情報を文書により通知。

B. 住基ネットでの自己情報の運用を希望しない他の住民に対する住民票コードの削除

- ・控訴人の住民票コードの削除と同一の方法により、住民票コードを削除。

3. 現時点での方向性

- 控訴人については、大阪高裁判決に基づき実施する。
- 住基ネットでの自己情報の運用を希望しない他の住民については、実現に向けて努力をする。

4. 実現に向けて

- ・住基ネットを多くの事務が利用しており、離脱を選択した市民や関係行政機関にも影響がでるものと予想。それらの影響へ丁寧な対応が必要。
- ・それらを踏まえ住民基本台帳システムの改修の内容・費用とともに、控訴人以外の市民への対応にかかる制度設計について更に精査を行う必要。結論が出た時点で所要の措置を提案の予定。

- ・実施にあたりクリアすべき課題
 - * 控訴人及び離脱を選択する市民への影響とその代替措置などの検討
 - * 大阪府、その他の関係行政機関との協議
 - * システム改修の検討
 - * 選択制等の制度設計